

議案第 10 号

木古内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理
に関する条例制定について

木古内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条
例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 14 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町課設置条例の一部改正)

第1条 木古内町課設置条例（平成18年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中カを削り、キをカとし、クをキとする。

(木古内町職員定数条例の一部改正)

第2条 木古内町職員定数条例（昭和24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「簡易水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(木古内町特別会計条例の一部改正)

第3条 木古内町特別会計条例（昭和39年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

(木古内町簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

第4条 木古内町簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木古内町簡易水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例

第1条中「木古内町簡易水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。